

職員賠償責任等審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員賠償責任等審査委員会規程の一部を改正する訓令

職員賠償責任等審査委員会規程（昭和44年岩手県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第3項</u>の規定に基づき、監査委員に対し同条第1項に規定する事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求める事案の審査に関すること。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第3項</u>の規定に基づき、監査委員に対し同条第1項に規定する事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求める事案の審査に関すること。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。